

B 病院

社会医療法人財団 500床規模 看護職員数 520人 総合病院

特徴

○ 複線型等級制度

10等級、一般職コースは1～6等級、総合職コース・専門職コースは6～10等級。
一般職コース6等級に昇格後、希望により総合職コースまたは専門職コースへ
コース転換。

○ 多様な人材を活用するための制度と処遇。

多様な働き方への対応、人材の有効活用として、育児短時間にかかわる制度・
処遇。
勤務日等に制約がなく、部署・職種毎の月の標準勤務回数を行う職員に対して
標準勤務手当も支給。

■ 育児短時間勤務者にかかわる

制度・処遇対象者の7割が夜勤を含む制度を選択

区分	勤務時間	始業・終業時間（休憩はいずれも60分）	優遇措置
1日の所定労働時間を短縮	6時間/日	下記シフトの組み合わせとする ①8:30～15:30（9:00～16:00でも可） ②10:30～17:30を12回/月以上	
	6時間40分/日	下記シフトの組み合わせとする ①8:30～16:10（9:00～16:40でも可） ②9:50～17:30を12回/月以上	
	7時間10分/日	9:00～17:10	
1ヶ月の所定労働時間を短縮し、1日の労働時間は短縮しない	124時間/月	下記①②のいずれかとする ①日勤8:30～17:30を 15.5回/月 ②夜勤17:00～8:30を 1回/月以上と日勤 ※日勤の勤務時間は相談により決定（短縮でも可） 例1：夜勤17:00～8:30を1回/月 日勤8:30～17:15を14回/月 例2：夜勤17:00～8:30を1回/月 日勤9:00～16:00を18回/月	○
	140時間/月	下記①②のいずれかとする ①日勤8:30～17:30を 17.5回/月 ②夜勤17:00～8:30を 1回/月以上と日勤 ※日勤の勤務時間は相談により決定（短縮でも可） 例1：夜勤17:00～8:30を1回/月 日勤8:30～17:15を16回/月 例2：夜勤17:00～8:30を1回/月 日勤9:00～16:30を19回/月	○

